

# 健康・スポーツ科学センター研究紀要に関する内規

## (目的)

第1条 この内規は、九州産業大学健康・スポーツ科学センター規程第3条第2項第3号の規定に基づき、健康・スポーツ科学センター（以下「センター」という。）が発行する研究紀要に関し、必要な事項を定める。

## (名称)

第2条 研究紀要の名称は、「健康・スポーツ科学研究」（以下「研究」という。）と称する。

## (発行)

第3条 「研究」は、健康科学及びスポーツ科学に関する学術研究の発展に寄与し、その教育に反映させることを目的として、年1回以上発行するものとする。

2 「研究」の発行責任者は、センター所長とする。

## (投稿者)

第4条 「研究」に投稿できる者は、原則として、センター所属の専任教員とする。

2 前項の規定にかかわらず、編集委員会が適当と認める論文については、センター所属専任教員以外の者でも投稿することができるものとする。

## (投稿)

第5条 「研究」への投稿に関し必要な事項は、別に定める。

2 投稿者は、「研究」に掲載された論文等について、九州産業大学学術リポジトリ上での電子化と公開を許諾しているものとする。

ただし、著者が電子化の公開を許諾しない論文についてはその限りではなく、その際には著者は図書館に申し出ることとする。

## (編集委員会)

第6条 編集委員会は、「研究」の編集に関し責任を負うものとする。

2 編集委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) センター教育研究部門主任

(2) センター教授会から選出された専任教員若干名

3 編集委員会の委員長は、センター教育研究部門主任をもってあてる。

4 編集委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員長は、投稿論文の審査にあたって、編集委員以外の関係者に協力を依頼することができるものとする。

## (編集委員会の任務)

第7条 編集委員会は、次の各号に掲げる任務を遂行するものとする。

(1) 投稿論文の審査

(2) 「研究」の企画及び編集

(3) その他、センター教授会から委任された事項

## (著作権)

第8条 「研究」に掲載された論文の著作権は、原著論文、総説、その他の別を問わず、すべて著者に帰属するものとする。

## (経費)

第9条 「研究」の発行に係る経費は、センター予算の中から充てる。

## 附 則

この内規は、平成10年10月8日より施行する。

## 附 則

この内規は、平成24年12月1日より施行する。

## 附 則

この内規は、令和5年11月15日より施行する。